

交付要綱のポイント

1. 宿泊施設インバウンド対応支援事業

○ 事業概要

- ①複数の宿泊事業者（5以上）が協議会を設立。
- ②「訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」を策定し、観光庁に当該計画を提出。
- ③観光庁が、有識者委員会の意見を聴いて、認定・交付決定。

<訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画>

協議会が現状分析、それらを踏まえた取組、目標（外客宿泊者数、平均稼働率）等を記載。

<補助率>

1 / 2（上限額100万円 / 1事業者）

<フォローアップ>

下記事項を定期的に観光庁に報告（2年間）

団 体：計画の実施状況（1年毎）

宿泊事業者：外客宿泊者数、客室稼働率（毎月）

○ 補助対象事業（例）

- ・館内及び客室内のWi-Fi整備
 - ・館内及び客室内のトイレの洋式化
 - ・自社サイトの多言語化
 - ・館内及び客室内のテレビの国際放送設備の整備
 - ・館内及び客室内の案内表示の多言語化
 - ・客室の和洋室化
- 等